

利益相反管理規程

本規程は、一般社団法人東京都カヌー協会において、利益相反を適切に管理し、業務の公正性及び社会的信頼を確保することを目的として制定するものである。

第1条 (目的)

本規程は、一般社団法人東京都カヌー協会（以下「当協会」という。）における利益相反を適切に管理し、当協会の業務の公正性及び社会的信頼を確保することを目的とする。

第2条 (定義)

本規程において「利益相反取引」とは、関係者の個人的利益と当協会の利益とが相反し、又は相反する恐れがある取引等をいい、次の各号に掲げる行為を含む。

- 関係者が、自己又は第三者のために当協会と取引を行う行為（自己取引・直接取引）
- 関係者が代表者を務める法人、又は実質的に支配する法人と当協会との取引（間接取引）
- 関係者の親族又は密接な関係を有する者と当協会との取引
- 関係者が当協会の業務に関連して、自己又は第三者の利益を図る行為
- その他、当協会の利益を害する恐れのある行為

第3条 (適用範囲)

本規程は、当協会の役員（理事及び監事）、職員、その他当協会の意思決定に関与する者（以下「関係者」という。）に適用する。

第4条 (開示義務)

関係者は、自己又は密接な関係を有する者と当協会との間に利益相反取引が生じる場合、当該取引に先立ち、その内容を当協会に適切な方法により開示しなければならない。

第5条 (理事会の承認及び議決の制限)

- 利益相反取引を行う場合、当該取引について理事会の事前承認を得なければならない。
- 取引完了後、関係する理事は、当該取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告するものとする。
- 当該取引について特別の利害関係を有する理事は、当該議事の議決に加わることができない。

第6条 (一般社団法人法との関係)

本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第84条、第92条、第95条第2項、第114条その他の関連規定に従い運用する。同法の規定と本規程の規定とが抵触する場合は、同法の規定を優先する。

第7条 (記録、保管及び監査)

1. 当協会は、利益相反取引に関する開示書面、理事会議事録、その他関連する書類を10年間保管するものとする。
2. 監事は、利益相反取引の運用状況を監査し、必要に応じ理事会に報告する。

第8条 (通報)

関係者は、本規程に違反する利益相反取引を発見した場合、当協会に通報するものとする。通報窓口及び調査手続については、「ハラスメント防止規程」第6条から第9条までの規定を準用する。

第9条 (違反時の措置)

1. 本規程に違反した関係者に対し、当協会は、事案の軽重に応じ、注意、警告、登録抹消その他必要な措置を講ずる。
2. 措置の決定は理事会において行う。ただし、緊急を要する場合は会長が暫定措置を講ずることができ、次回の理事会において承認を得るものとする。

第10条 (改廃)

本規程の制定及び改廃は、理事会の決議による。

附 則

本規程は2026年6月1日から施行する。